

小金井市立東小学校・本町小学校給食調理委託業者選考基準

1 基本的な考え方

学校給食調理業務の委託業者を選考するに当たっては、小金井市の学校給食の意義や特色を十分に理解し、学校給食の業務運営に実績があり、経営状態及び調理員の雇用が安定しており、従業員の調理技術、安全・衛生管理等の教育を積極的に行っている事業者を選考するため、次に定める選考基準に基づき、総合的に審査し、最も適当と認められる事業者を選考する。

2 選考基準

(1) 学校給食に対する取組

- ① 学校給食に対する企業理念を有し、独自の特色を持ち他社より優れていること。
- ② 教育の一環としての学校給食の意義や目的を理解し、その重要性を認識し、目的達成のために努力していること。
- ③ 小金井市の学校給食の基本的な考え方を十分に理解しており、児童・生徒とのふれあいを含め、食育推進の重要性を認識し、その目的達成に意欲的であること。
- ④ 提示された献立を的確かつ安全に調理し、児童・生徒に「安全でおいしく温かい」給食を提供するための理念・方針等を有し、その実現に向けて積極的な取組が行われていること。
- ⑤ 手作り給食や自校調理方式をよく理解し、学校運営に協力的であること。
- ⑥ 市教育委員会等の立ち入りや、施設・備品関係で必要な場合の立会いなど協力的であること。
- ⑦ 本業務を請け負う能力があり、意欲的であること。(二次審査のみ)

(2) 安全衛生管理

- ① 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」及び文部科学省が定めた「学校給食衛生管理基準」に基づいた衛生管理マニュアルを自社において確立し、これに基づき調理業務を行っていること。
- ② 「小金井学校給食作業マニュアル」に従って業務を遂行すること。
- ③ 安全衛生等について検査を実施し、従事者の意識の高揚をはかるとともに、安全衛生管理を徹底させ遵守していること。
- ④ 従事者に対する食品の安全衛生管理に関する教育が徹底していること。
- ⑤ 従事者の健康管理(定期健康診断・細菌検査等)が確実に行われていること。
- ⑥ 食中毒・異物混入等の予防対策、火災等の事故発生の予防と緊急時の危機管理体制が確立され、その取組みが優れていること。
- ⑦ 食物アレルギーに対応した給食を提供する体制が優れていること。

(3) 業務遂行能力及び管理体制

- ① 調理委託仕様書（案）に基づき、業務を継続して安定的に履行する能力を有すること。
- ② 手作り給食の経験者が従事し、その経験を生かす配置であること。
- ③ 調理業務に従事するものの配置が適切であること。
- ④ 正規社員については、委託期間中は継続雇用し、その他の調理業務従事者についても継続雇用を基本とし、安定的な給食の供給が図られること。
- ⑤ 指示が敏速に現場に伝わり、調理業務が円滑に行われる指揮・命令系統が確立していること。
- ⑥ 休暇等の代替要員が確保されていること。
- ⑦ 地域住民の雇用が図られること。
- ⑧ 突発的な問題等について対応能力を有し、検証・改善が図られること。
- ⑨ 本市との連絡調整が速やかにおこなえること。
- ⑩ 不測の事態に対応できる内容の代行保証制度に加入していること。

(4) 見積額及び受託実績

- ① 見積額が妥当であること。
- ② 過去5年間の自校調理方式の受託実績が豊富なこと。

(5) 大規模災害時の協力体制

- ① 本市との災害協定書の締結の是非及び条件等
- ② 他自治体との災害協定書の締結実績及び協力実績

3 選考審査項目

(1) 一次審査

選考審査での項目は、次のとおりとする。

審査番号	審査項目	審査項目数
1	学校給食に対する取組	6項目
2	安全衛生管理	7項目
3	業務遂行能力及び管理体制	10項目
4	見積額及び受託実績	2項目
5	大規模災害時の協力体制	2項目

(2) 二次審査

選考審査での項目は、次のとおりとする。

審査番号	審査項目	審査項目数
1	学校給食に対する取組	7項目
2	安全衛生管理	7項目
3	業務遂行能力及び管理体制	10項目
4	見積額及び受託実績	2項目

5	大規模災害時の協力体制	2 項目
---	-------------	------

4 評価基準

審査項目に対する評価基準及び評価点数は、次のとおりとする。

評 価 基 準	審 査 項 目 1 ・ 3 ・ 4 ・ 5 の評価点数	審 査 項 目 2 の評 価点数
大いに評価できる	5	1 0
評価できる	4	8
普通	3	6
あまり評価できない	2	4
評価できない	1	2

5 判 定

(1) 一次審査

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

【満点】 $((20 \text{ 項目} \times 5 \text{ 点}) + (7 \text{ 項目} \times 10 \text{ 点})) \times \text{選考委員人数}$

(2) 二次審査

各審査項目の評価点数は、評価基準によって判定を行い、その総合点数で判定する。

【満点】 $((21 \text{ 項目} \times 5 \text{ 点}) + (7 \text{ 項目} \times 10 \text{ 点})) \times \text{選考委員人数}$

6 候補者の選考

委員長を含む各選考委員が評点票により審査し、学校別に委員全員の総合点を集計した上位 1 者を候補者として選考する。ただし、選考した業者が辞退、その他の理由で契約ができない場合は、次点者を候補者とする。なお、契約は、学校ごとに行う。

また、上位 1 者の総合点から、当該事業の内容に適合した履行がされないおそれがあると選考委員会が判断した場合は、いずれの候補者も選定しないことができる。